

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部 障害福祉課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区心身障害者(児)団体バス借上経費補助金						
根拠規定等	文京区心身障害者(児)団体バス借上経費補助事業実施要綱						
創設年月	昭和	53	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕 36年	終了予定年月
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕	
見直しの内容							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号	
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	1 心身障害者福祉事業費	3 心身障害者福祉団体等の育成	2 バス借上費補助		
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的	区内在住の障害者・児とその保護者によって構成される団体の運営事業の一部を補助することで、障害者とその保護者間の交流を深める機会に助成し、福祉増進を図るため。					
補助事業等の内容	区内在住の障害者・児とその保護者によって構成される団体が、バスを利用して事業を行った時のバス借上経費の一部を助成する。					
補助対象経費の内容	バス1台では、6万円まで実支出額とし、6万円を超える部分は2分の1を加算し、12万円を限度とする。2台以上では、20万円を限度とする。					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕					
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 バス1台(A額=6万円以内)=A額、 バス2台(B額)=6万+(B額-6万円)÷2=20万円(限度) バス1台(C額=6万円を超える)=6万+(C額-6万円)÷2=12万円(限度) 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	ホームページで募集					
実績報告書時における 使途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他〔参加者名簿〕					
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 負担割合		区 20~30%	国	都 20~30%	補助対象者 40~50%
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由			

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	補助事業の実施により、負担軽減を図るという区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害者の社会参加を促進するという区の基本構想の基本的取組に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	障害者の社会参加促進に関する補助については、行政が主体となって取り組む必要がある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	障害者の社会参加が促進されずマイナスの影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要綱に定める対象に該当であれば、補助金申請することができる。なお、周知についてはHP及び障害福祉のてびきに掲載している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に基づき、適正な手続きによって決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	補助金の性質上、当該補助金以外の代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	利用者の負担軽減を図ることにより、障害者の社会参加を促進するという効果が認められる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	利用者の負担軽減を図ることにより、障害者の社会参加を促進する具体的な効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	要綱に定める対象に合致した団体に還元している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	要綱に基づいた報告書の提出により活動内容を明確にしている。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	要綱に基づいた書類の提出により使途を明確にしている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	5	4	1	5
決算(予算)額	490	386	87	470
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	245	193	43	235
その他	0	0	0	0
一般財源	245	193	44	235
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	団体名＝文京区手をつなぐ親の会 補助額＝バス1台 60,000＋(113,400－60,000)÷2＝86,700			

5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。